

住民自治によるまちづくり基本条例に基づく情報共有について

1. 基本条例の関連条項

(まちづくりの基本)

第5条 まちづくりは、情報共有に支えられ、参加及び協働により進めることを基本とします。

2 前項の参加及び協働は、情報共有、話合いの積重ね等により合意を得られるよう進めます。

(まちづくりを支える情報共有)

第10条 担い手は、まちづくりの情報を提供し合い、情報共有に努めるものとします。

2 議会及び行政機関は、保有する情報を公開するとともに、積極的にまちづくりの活動内容を住民、地域コミュニティ、住民活動団体及び事業者(以下「住民等」といいます。)に分かりやすく伝えるものとします。

3 地域コミュニティ、議会及び行政機関は、それぞれ内部で情報共有に努めるものとします。

(議会及び議員の役割)

第15条 (略)

2 (略)

3 議会は、議会活動について、住民等及び行政機関が分かりやすいように、効果的に情報を発信するものとします。

4～6 (略)

(行政機関、町長及び職員の役割)

第16条 (略)

2 (略)

3 町長は、行政運営について、住民等及び議会が分かりやすいように、効果的に情報を発信するものとします。

4～7 (略)

(行政運営における情報共有の促進)

第24条 行政機関は、次のことに留意し、情報共有を継続的に行うための仕組みをつくるものとします。

(1) まちづくりについての情報を広く集め、その蓄積及び管理をすること。

(2) まちづくりについての情報を目的に応じて編集し、広報すること。

(3) 住民等に説明し、又は住民等から意見を聴く機会を設けること。

2 行政機関は、担い手の活動意欲を高めるため、その活動内容を広報するよう努めるものとします。

(行政運営の透明化)

第25条 行政機関は、住民等及び議会との信頼関係を深めるため、次のことに留意し、行政運営の透明化を進めるものとします。

- (1) まちづくりにおける政策決定の過程を明らかにすること。
- (2) 行政評価の内容を分かりやすく公表すること。
- (3) 健全な財政運営に努め、財政計画、財政運営状況等について、分かりやすく公表すること。
- (4) 審議会その他の行政機関の附属機関及びこれに準ずるもの(以下「審議会等」といいます。)の会議は、公開を原則とし、その議事の概要を公開すること。ただし、会議を公開することが適当でないと認められるときは、この限りではありません。

(行政運営への参加の促進)

第26条 行政機関は、住民等とともにまちづくりを進めるため、次のことに留意し、住民等の行政運営への参加を進めるものとします。

- (1) 住民等との話合いの機会を設ける等、住民等の意見の収集方法を工夫すること。
 - (2) 行政機関の事業について、緊急性のあるもの又は法令で定められ参加が難しいものを除き、計画づくりの過程、実施及び評価の各段階に住民等が参加できるように努めること。
 - (3) 審議会等の組織の構成員は、原則として公募枠を設けること。ただし、公募することが適当でないと認められるときは、この限りではありません。
- 2 行政機関は、参加の仕組みを検証し、充実していくよう努めるものとします。

2. (仮) さくら連絡橋の建設に関する情報発信の例

年 月	説 明 内 容 等
H19.3 ○議会	■平成 19 年 第 1 回定例会 町長施政方針 ―花咲山構想提唱―
H20.3 ○議会	■平成 20 年 第 1 回定例会 町長施政方針 ―花咲山構想のさらなる推進―
H21.10～11 ●町民懇談会	■まちづくり町民懇談会（船岡小学校区） 白石川と館山を結ぶ構想を説明
H22.1 ◎広報紙	■新年のあいさつ ―白石川と館山を結ぶ周遊ルートの調査に着手することを表明―
H22.4 ◎広報紙	■平成 22 年 第 1 回定例会 町長施政方針 白石川との回遊ルート調査を行うことを表明。
H22.8 ◎広報紙	■町長就任あいさつ 新成長戦略として、白石川・船岡城址公園に係る回遊ルートの整備について言及。 ―広報しばた 8 月号にマニフェスト掲載― ・白石川・船岡城址公園に係る回遊ルートの整備（実施時期 平成 25～26 年）
H22.8 ●町民懇談会	■第 5 次柴田町総合計画策定による地区懇談会（6 か所で実施） 町民との質疑応答の中で、さくら連絡橋架設について言及。
H22.10 ●審議会	■柴田町総合計画審議会 委員へ基本構想・前期基本計画の素案説明会（連絡橋の架橋について盛り込む）
H22.11 ○議会	■第 21 回議員全員協議会 ―花咲山基本構想を説明― 船岡城址公園と白石川堤一目千本桜を結ぶ、(仮) さくら連絡橋整備計画
H22.11 ◇メディア	■河北新報記事 船岡城址公園を観光拠点に再整備する花咲山基本構想紹介
H22.12 ◎パブリックコメント	■柴田町総合計画（素案）
H23.1 ◎広報紙	■新年のあいさつ (仮) さくら連絡歩道橋の整備を行う。
H23.1 ●審議会	■柴田町総合計画審議会（第 3 回） 第 5 次柴田町総合計画答申
H23.2 ○議会	■第 2 回議員全員協議会 社会資本総合整備計画について説明（(仮) さくら連絡橋概要）
H23.3 ○議会	■柴田町総合計画を第 1 回定例会に議案として提出

H23.3 ○議会	■第1回定例会 ・第5次柴田町総合計画基本構想 可決 ・平成23年度当初予算可決（（仮）さくら連絡橋基本設計委託料が含まれる）
H23.7 ●町民懇談会	■平成23年度 まちづくり住民懇談会あいさつ 10会場（対象行政区 22行政区）にて「（仮）さくら連絡橋」概要説明
H23.7 ◎予算書配布	■2011 町の仕事と予算（平成23年度予算説明書） 23年度の「今年はどんな仕事を」の記事中で紹介
H23.7 ●審議会	■都市計画審議会 「社会資本総合整備計画書」概要説明（（仮）さくら連絡橋含む）
H23.9 ◎広報紙	■まちづくり住民懇談会での質疑応答紹介 （仮）さくら連絡橋の効果について
H23.10 ◎広報紙	■花咲山構想と社会資本総合整備計画概要説明記事掲載 （仮）さくら連絡橋の概要掲載（種別、幅、長さ、形式、総事業費、建設期間）
H23.10 ●区長会議	■行政区長会議 「社会資本総合整備計画書」概要説明（（仮）さくら連絡橋含む）
H24.1 ◎広報紙	■新年のあいさつ （仮）さくら連絡橋の実施設計着手関係
H24.1 ●住民ワークショップ	■公園整理・管理ワークショップ（12名） ■歴史観光サポーター事業説明会（7名） 「社会資本総合整備計画書」概要説明（（仮）さくら連絡橋含む）
H24.3 ●区長会議	■行政区長会議 さくら連絡橋概要説明
H 24.2 ●出前講座	■出前講座「町政について」 （仮）さくら連絡橋関連について説明
H24.4 ◎広報紙	■平成24年度施政方針 （仮）さくら連絡橋詳細設計に取り組む
H 24.7 ●出前講座	■出前講座「町政について」 2回実施 （仮）さくら連絡橋関連について説明
H24.9	仮称さくら連絡橋の建設の是非を問う柴田町住民投票条例制定を求める直接請求に向け、住民から請求代表者証明書の交付申請

3. 情報発信・共有のありかたの検討

(1) 現状認識

① 「情報」に対する考え方

■ 町が保有する「情報」とは

職員が職務上作成し、または取得した文書、図面及び写真並びに磁気テープ、磁気ディスクその他いっさいの情報媒体等を含めて、自治体等において保有、管理しているもの。事務決裁等の一連の事務処理を経て、公開できる状態のもの。

【知る権利⇔説明責任】

■ “まちづくり”に生かせる情報とは

--

【町民と町の双方向の共有】

② 情報公開・共有の具体的手段

条例等整備	・ 柴田町情報公開条例 ・ パブリックコメント制度（重要条例・計画等）
広報紙等	・ 広報しばた（毎月1回・全戸配布） ・ お知らせ版（毎月2回・全戸配布） ・ よくわかるまちの仕事と予算（年1回・全戸配布）
電子媒体	・ 町ホームページ（各課で随時更新） ・ 配信メールサービス
直接説明	・ 町民懇談会（行政区単位） ・ まちづくり出前講座
その他	・ 町長へのメッセージ（Eメール、郵送） ・ 便利帳、子育てガイドブック等の発行 ・ 審議会等の会議の公開

③ 情報発信・共有の現状についての感想（時期・内容・手法などについて）

(2) 公開・共有すべき情報について

① 目的

- ・ 何のために情報公開・共有をする必要があるのか

② 内容

- ・ 発信していく内容の判断

③ 時期

- ・ 発信するタイミング

④手法

- ・ 広報紙、電子媒体、直接説明、その他

(3) 情報共有に支えられる参加と協働のイメージ

